

道路下水道局が所管する公の施設に係る指定管理者 選定・評価委員会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路下水道局が所管する公の施設の指定管理者選定等の手続に関する要綱（以下「手続要綱」という。）第3条第3項に基づいて設置する「道路下水道局が所管する公の施設に係る指定管理者選定・評価委員会（以下「委員会」という。）」の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について、参考となる意見を述べる。

- (1) 指定管理者の候補者の募集要項に関すること。
- (2) 指定管理者の候補者の選定基準に関すること。
- (3) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (4) 管理運営業務等に係る評価基準に関すること。
- (5) 管理運営業務等に係る評価に関すること。

2 委員会は、次の事項について意見聴取を行う。

- (1) 指定管理者の候補者からの提案内容に関すること。
- (2) 指定管理者からの管理運営業務等の実施状況に関すること。

3 その他道路下水道局長（以下「局長」という。）が委嘱する事項

(組織)

第3条 委員会は、5名の委員で組織する。

2 委員の過半数は、外部の有識者とする。

3 委員会には委員長、副委員長を置く。

なお、委員長、副委員長は委員の互選で選出するものとする。

(委員の任期等)

第4条 前条の委員の任期は、6年とする。ただし、道路下水道局長は委員の同意を得て、これを延長又は短縮することができる。

2 委員が辞任したときは、これを補充することができる。ただし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は委員長が召集する。

2 委員会の議長は、委員長がつとめる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき又は委員長が欠けたときには、その職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開, 非公開)

第7条 委員会の会議の公開・非公開については, 次のとおりとする。

- (1) 第2条第1項第1号, 同項第4号及び第2項第2号に規定する事項に関する会議については, 公開とする。
 - (2) 第2条第1項第2号及び第3項に規定する事項に関する会議については, 公開とする。
ただし, その会議の内容が, 会議を公開することにより, 当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときはこの限りでない。
 - (3) 第2条第1項第3号, 同項第5号及び第2項第1号に関する会議については, 非公開とする。
- 2 会議の開催にあたっては, 所定の方法により, 委員会の名称, 日時, 場所, 議題, 公開・非公開の別その他必要な事項をあらかじめ公表する。
 - 3 第2条第1項第2号及び第3項に規定する事項に関する会議について, 非公開とする場合は, 委員会においてあらかじめ決定する。この場合において, 会議を非公開としたときは, その理由を明らかにしなければならない。
 - 4 会議を公開するときは, 委員会においてあらかじめ傍聴の手續等について定めるとともに, 傍聴者に対し会議の資料(非公開情報に該当する部分を除く。)を提供する。
 - 5 委員会は, 指定管理者の選定及び評価過程における公正性, 透明性を確保するため, 会議の議事録を作成しなければならない。
 - 6 選定及び評価の過程については, 会議終了後, 議事録等により選定及び評価結果と併せて速やかに公表するものとする。

(委員等の責務)

第8条 委員, 事務局員, その他委員会に出席した者は, 委員会の会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は, 各施設の所管課に置く。

- 2 事務局は, 委員会の組織運営に関する事務を行う。

(雑則)

第10条 この要綱の実施について必要な事項は, 委員長が別に定める。

附則

この要綱は平成17年7月1日から施行する。

附則

この要綱は平成25年7月1日から施行する。

附則

この要綱は平成27年7月1日から施行する。